

「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の運用に係る愛知県実施要領

1 目的

この要領は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」第36条に規定する応急対策職員派遣制度の特例として総務省が定める「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）に基づき実施される応援職員派遣等に関する調整を迅速かつ円滑に行い、もって南海トラフ地震発生時における被災者支援を迅速かつ的確に実施するため、愛知県と即時応援県市等との間で必要な事項を定める。

2 受援体制

(1) 応援職員派遣調整チームについて

(アクションプラン第3 4重点受援県における受援体制)

① 応援職員派遣調整チームの設置・構成

- ・ 愛知県は、アクションプランを適用する災害が発生した場合、速やかに愛知県災害対策本部の事務局である災害情報センター内に応援職員派遣調整チームを設置する。
- ・ 応援職員派遣調整チームの活動スペースは、災害情報センター（愛知県自治センター6階）の602会議室に設ける。また、同スペースに即時応援県市等の連絡員を受け入れる。
- ・ 愛知県は、応援職員派遣調整チームを構成する職員をあらかじめ指定するものとし、以下のとおり「愛知県災害対策実施要綱」に定める。また、応援職員派遣調整チーム及び連絡員の活動に必要な機材（電話、パソコン、プリンター等）や通信環境、事務用品等をあらかじめ整備する。

【応援職員派遣調整チームの構成 計5名】

- ・ リーダー：1名 愛知県防災安全局職員（GADM資格を有する課長級職員）
- ・ 班員：4名 愛知県防災安全局職員 1名（災害対策課応急対策職員派遣制度担当）
愛知県総務局職員 1名（市町村課）
愛知県人事局職員 2名（人事課、職員厚生課）

② 応援職員派遣調整チームの役割等

- ・ 応援職員派遣調整チームは、現地調整会議の事務局を務める。
応援職員派遣調整チームは、被災市町村の被害状況や応援ニーズを把握し整理した上で、以下の考え方による割り当て（別表）を基本に、応援を必要とする市町村を明示した各即時応援県市の担当地域案を作成し、現地調整会議に提示する。

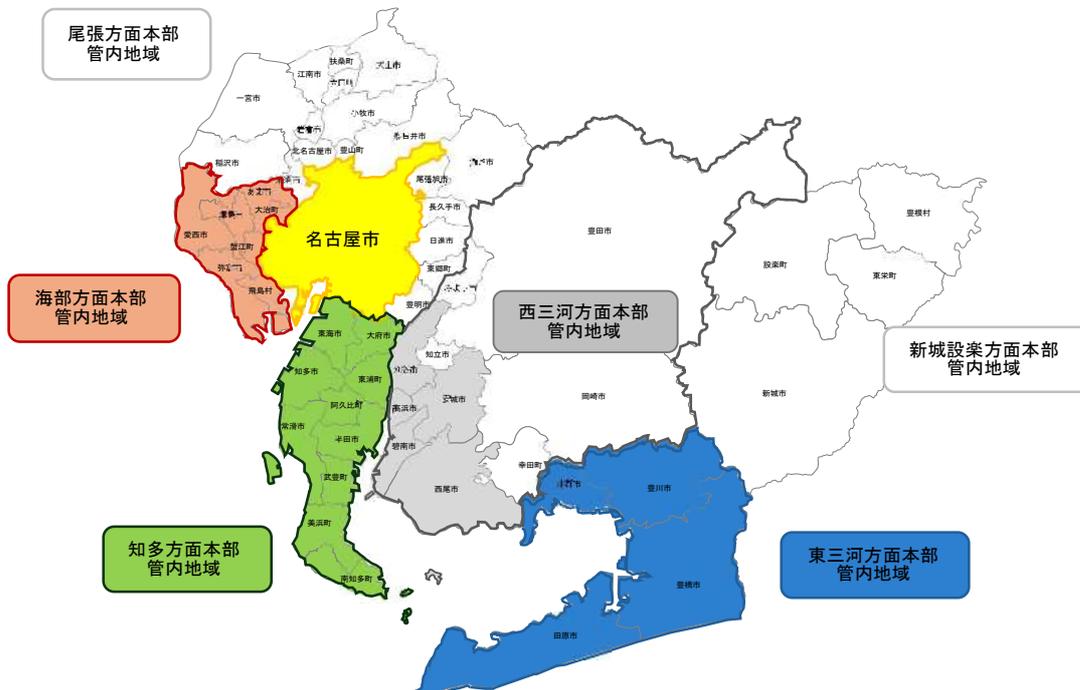
<割り当ての考え方>

- ・ 南海トラフ地震発生時、津波等による浸水により甚大な被害が見込まれる沿岸市町村においては、被害状況の把握が難航するとともに、膨大な災害対応業務の発生が見込まれることから、早期に応援職員を派遣し対応に当たる必要がある。したがって、派遣先の決定を迅速に行うため、津波等による浸水が想定される市町村を含む担当地域と派遣元となる即時応援県市の割り当てをあらかじめ別表のとおり定めておく。
- ・ 津波等による浸水が想定される市町村以外の市町村への割り当ては、被害状況に応じて現地調整会議で決定する。
- ・ 被災市町村からの応援要請状況や被害状況等により、別表の割り当てに基づく派遣先の調整が難しい場合はこの限りでなく、現地調整会議において柔軟に検討し、派遣先を決定するものとする。

【別表】

担当地域（市町村※）	派遣元となる即時応援県市
名古屋市	さいたま市
海部方面本部管内地域で浸水が想定される市町村 (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	福島県（59市町村）
知多方面本部管内地域で浸水が想定される市町村 (半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、美浜町、南知多町、武豊町)	宮城県（34市町村） ※仙台市を除く
西三河方面本部管内地域で浸水が想定される市町村 (碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、高浜市)	山形県（35市町村）
東三河方面本部管内地域で浸水が想定される市町村 (豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)	青森県（40市町村）
上記以外の市町村	被害状況に応じて 現地調整会議で決定

※「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（「理論上最大モデル」による想定）において、浸水面積（浸水深1cm以上）を有する市町村。



- ・ 応援職員派遣調整チームは、各即時応援県市の担当地域が決定された後も、引き続き被災市町村の被害状況や応援ニーズを把握・整理するとともに、応援ニーズの変化等に応じて派遣先や派遣規模等の調整案を作成し、現地調整会議に提示する。

また、その他、応援職員の派遣に関する被災市町村と即時応援県市との間で生じる調整業務について、支援を行うものとする。

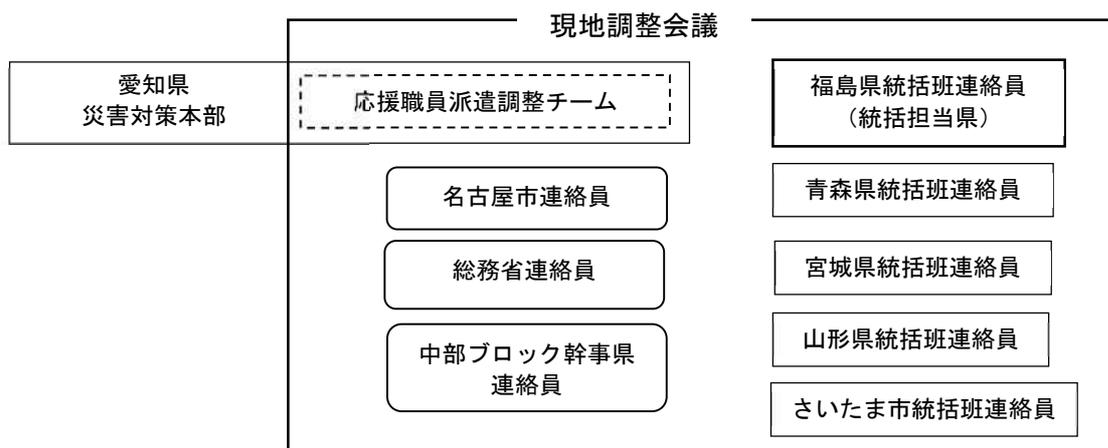
(2) 現地調整会議について

(アクションプラン第3 4重点受援県における受援体制)

① 現地調整会議の開催・構成

- ・ 愛知県は、被災市町村に関する情報、応援ニーズを把握・共有し、応援職員の派遣について調整するため、現地調整会議を開催する。
- ・ 現地調整会議の構成員は、愛知県（応援職員派遣調整チーム）、名古屋市、即時応援県市（福島県、青森県、宮城県、山形県及びさいたま市）、被災地域中部ブロック幹事県、総務省の連絡員とする。また、アクションプランに基づく応援に加え、更なる広域応援の調整が必要になった場合には、必要に応じて関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）の参加を求めるものとする。

<現地調整会議構成イメージ>



- ・ 現地調整会議は、応援職員派遣調整チームの活動スペースにおいて開催する。ただし必要に応じてオンライン併用での会議も可とする。
- ・ 即時応援県市のうち基本となる組み合わせである福島県は、原則として現地調整会議の統括担当県となる。

② 現地調整会議の役割等

- ・ 愛知県災害対策本部会議の情報や被災市町村に関する情報、応援ニーズを構成員間で共有する。
- ・ 各即時応援県市の担当地域を決定する。決定後は、応援ニーズの変化等に応じて追加の派遣先や派遣規模、派遣終了時期等を決定する。
- ・ 各即時応援県市における応援班の編成や派遣状況等の活動状況を構成員間で共有する。

3 応援体制

(1) 先遣隊の派遣について

(アクションプラン第3 3 即時応援道県等における応援体制 (応援隊の編成))

- ・ 即時応援県市は、アクションプラン適用後速やかに、愛知県災害対策本部に対して先遣隊を派遣し、情報収集や応援ニーズの把握等を行う。
- ・ 先遣隊の編成にあたっては、原則として災害マネジメント総括支援員 (GADM) 1名、災害マネジメント支援員1名以上を含めるものとし、各即時応援県市においてあらかじめ先遣隊の人数等の編成計画を定めておくものとする。
- ・ 即時応援県市は、先遣隊の派遣にあたり、必要に応じて在名古屋事務所の職員を先遣隊が到着するまでの間の連絡要員等とすることができる。

(2) 活動本部の設置及び応援隊の編成について

(アクションプラン第3 3 即時応援道県等における応援体制 (応援隊の編成))

- ・ 即時応援県市は、アクションプラン適用後速やかに即時応援県市活動本部を設置し、統括責任者を任命するとともに、以下の応援隊を編成する。
- ・ 即時応援県市は、現地調整会議で決定した担当地域内の応援先市町村の応援ニーズを把握し、対象となる支援業務や応援職員の派遣規模等について調整した上で、派遣元となる県内自治体を決定し、当該自治体に応援班の編成を依頼する。なお、即時応援県市は、応援隊各班の編成方法や県内市町村職員も含めた応援職員の確保に関する調整方法について、平時からあらかじめ検討しておくものとする。

①統括班

- ・ 即時応援県市の活動本部において、応援班等の編成や運用、派遣元との連絡調整等を行う。
- ・ 統括班には、連絡員を置くものとし、当該連絡員は現地調整会議に参加する。なお、発災直後においては、先遣隊の構成員が連絡員となる。

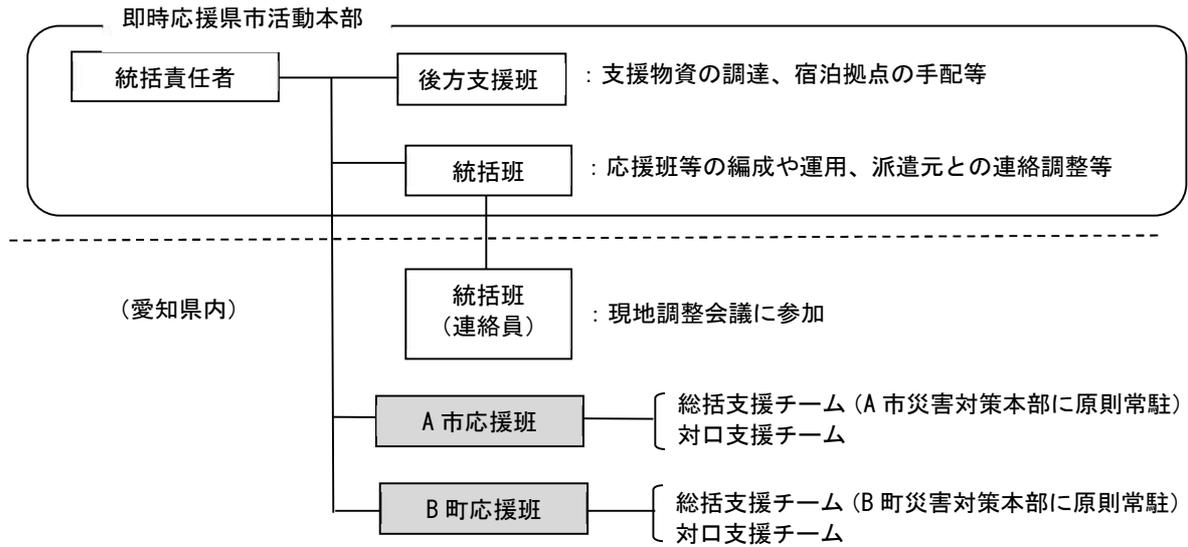
②応援班

- ・ 活動本部の協議結果に基づき、応援先市町村に対して派遣する。
- ・ 応援班は、応援先市町村の災害対策本部に原則常駐し、災害マネジメント支援を行う総括支援チームと、避難所運営や住家被害認定調査・罹災証明書交付業務等の支援を行う対口支援チームで構成することを基本とする。
なお、上記の基本となる支援業務以外の業務であって、アクションプラン第1 総則3(2)に定める応急対策職員派遣制度以外の仕組み等において対象としない業務については、被災市町村と応援県市との間で合意した場合に当該業務の支援を実施することができるものとする。

③後方支援班

- ・ 応援職員の宿泊拠点や、支援物資の確保等を行う。

<活動本部の設置と応援隊の編成イメージ>



4 他の災害時相互応援協定等との関係

(アクションプラン第6 6 個別の災害時相互応援協定等の把握、発災時の対応方針の確認)

愛知県及び即時応援県市は、管内市町村の個別の災害時相互応援協定等の締結状況をあらかじめ把握し、相互に共有しておくこととし、発災後の応援班の派遣先の調整等に活用する。

5 平時からの取り組み

(1) 現地調整会議準備会の開催による平時からの定期的な意見交換や、訓練等の実施について (アクションプラン第6 1 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組)

- ・ 本実施要領に関する事項や、その他アクションプランに関する協議・意見交換を行うため、定期的に現地調整会議準備会を開催する。
- ・ 愛知県及び即時応援県市、その他関係団体は、アクションプランに基づく応援・受援が円滑に行われるよう、平時から必要な訓練を実施する。また、訓練で生じた課題等は準備会において検証を行い、本要領に適宜反映させるものとする。
- ・ 準備会の開催や訓練の結果等については、必要に応じて愛知県及び即時応援県の管内市町村に共有する。

(2) 応援職員等の宿泊施設やホテル等の把握について

(アクションプラン第6 2 重点受援県における平時からの取組)

- ・ 愛知県は、あらかじめ県内の宿泊施設（ホテル、旅館、公的宿泊施設等）の所在地、収容可能人数、連絡先等を把握し、一覧表にして整理しておくものとし、近隣県所在施設においても同様とする。ベースキャンプ等に活用可能な広域拠点や、キャンピングカー等で宿営可能な拠点等についても併せて整理に努める。
- ・ 前項の一覧表は即時応援県市に事前に共有するとともに、適宜更新を行うこととする。
- ・ アクションプラン適用時は、一覧表を参考に即時応援県市において宿泊施設を確保する。

(3) 進出経路の確認について (アクションプラン第7 進出経路)

- ・ 愛知県は、県内の緊急輸送道路網や拠点アクセスルート、道路啓開計画について、あらかじめ即時応援県市に提供する。
- ・ 愛知県及び即時応援県市は、前項の情報等を踏まえ、応援職員や車両の円滑な進出が可能となる経路を事前に設定する。交通規制が実施される可能性も考慮し、複数の経路を設定するよう努める。
- ・ 即時応援県市はアクションプラン適用時、可能な限り他の応援県市に対して通行可能なルートに関する情報を共有するよう努める。
- ・ 即時応援県市は、応援に必要な関係車両について、警察への緊急通行車両の標章の事前申請に努める。
- ・ 愛知県は各即時応援県市に対し、愛知県防災情報システムの閲覧用アカウントを配布し、県内の道路被害情報等をリアルタイムで共有する。

【各即時応援県市から愛知県までの想定進出ルート】

○福島県



・ ルート1（東海北陸自動車道経由） 走行距離：約 668km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北自動車道	福島西IC	郡山JCT	福島松川PA、安達太良SA
磐越自動車道	郡山JCT	新潟中央JCT	五百川PA、磐梯山SA、新鶴PA、西会津PA、上川PA、阿賀野川SA、五泉PA、新潟PA
北陸自動車道	新潟中央JCT	小矢部砺波JCT	黒崎PA、栄PA、大積PA、刈羽PA、米山SA、大湯PA、名立谷浜SA、蓮台寺PA、越中境PA、入善PA、有磯海SA、流杉PA、呉羽PA、高岡PA
東海北陸自動車道	小矢部砺波JCT	一宮JCT	城端SA、飛騨白川PA、飛騨河合PA、松ノ木峠PA、ひるがの高原SA、ぎふ大和PA、古城山PA、関SA、川島PA
名神高速道路	一宮JCT	一宮IC	
名古屋高速16号一宮線 名古屋高速6号清須線	一宮IC	愛知県内	

・ ルート2（中央自動車道経由） 走行距離：約 672km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北自動車道	福島西IC	久喜白岡JCT	福島松川PA、安達太良SA、安積PA、鏡石PA、阿武隈PA、那須高原SA、黒磯PA、矢板北PA、上河内SA、大谷PA、都賀西方PA、佐野SA、羽生PA
首都圏中央連絡自動車道	久喜白岡JCT	八王子JCT	菖蒲PA、狭山PA
中央自動車道	八王子JCT	岡谷JCT	藤野PA、談合坂SA、初狩PA、釈迦堂PA、境川PA、双葉SA、八ヶ岳PA、中央道原PA、諏訪湖SA
中央自動車道	岡谷JCT	小牧JCT	辰野PA、小黒川PA、駒ヶ岳SA、座光寺PA、阿智PA、神坂PA、恵那峡SA、屏風山PA
名古屋高速11号線小牧線	小牧JCT	桶JCT	
名古屋高速1号線桶線	桶JCT	愛知県内	

・ ルート3（新東名高速道路経由） 走行距離：約 654 km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北自動車道	福島西IC	久喜白岡JCT	福島松川PA、安達太良SA、安積PA、鏡石PA、阿武隈PA、那須高原SA、黒磯PA、矢板北PA、上河内SA、大谷PA、都賀西方PA、佐野SA、羽生PA
首都圏中央連絡自動車道	久喜白岡JCT	海老名JCT	菖蒲PA、狭山PA、厚木PA
東名高速道路	海老名JCT	御殿場JCT	足柄SA、鮎沢PA、中井PA
新東名高速道路	御殿場JCT	豊田東JCT	駒門PA、愛鷹PA、駿河湾沼津SA、清水PA、静岡SA、藤枝PA、掛川PA、遠州森町PA、浜松SA、長篠設楽原PA、岡崎SA
伊勢湾岸自動車道	豊田東JCT	名古屋南JCT	
名古屋高速3号大高線 名古屋高速都心環状線	名古屋南JCT	愛知県内	

○青森県



・ ルート 1（東北自動車道・北陸自動車道・中央自動車道経由） 走行距離：約 1,114km

路線名	区間	サービスエリア等休憩所
東北自動車道	青森IC	JCT 岩手山SA、長者原SA、国見SA、安達太良SA
磐越自動車道	郡山JCT	中央IC 磐梯山SA、阿賀野川SA
北陸自動車道	新潟中央IC	上越JCT 米山SA
上信越自動車道	上越JCT	更埴JCT
長野自動車道	更埴JCT	岡谷JCT 姨捨SA、梓川SA
中央自動車道	岡谷JCT	小牧JCT 駒ヶ岳SA、恵那峡SA
名古屋高速11号線小牧線	小牧JCT	桶JCT
名古屋高速1号線桶線	桶JCT	愛知県内

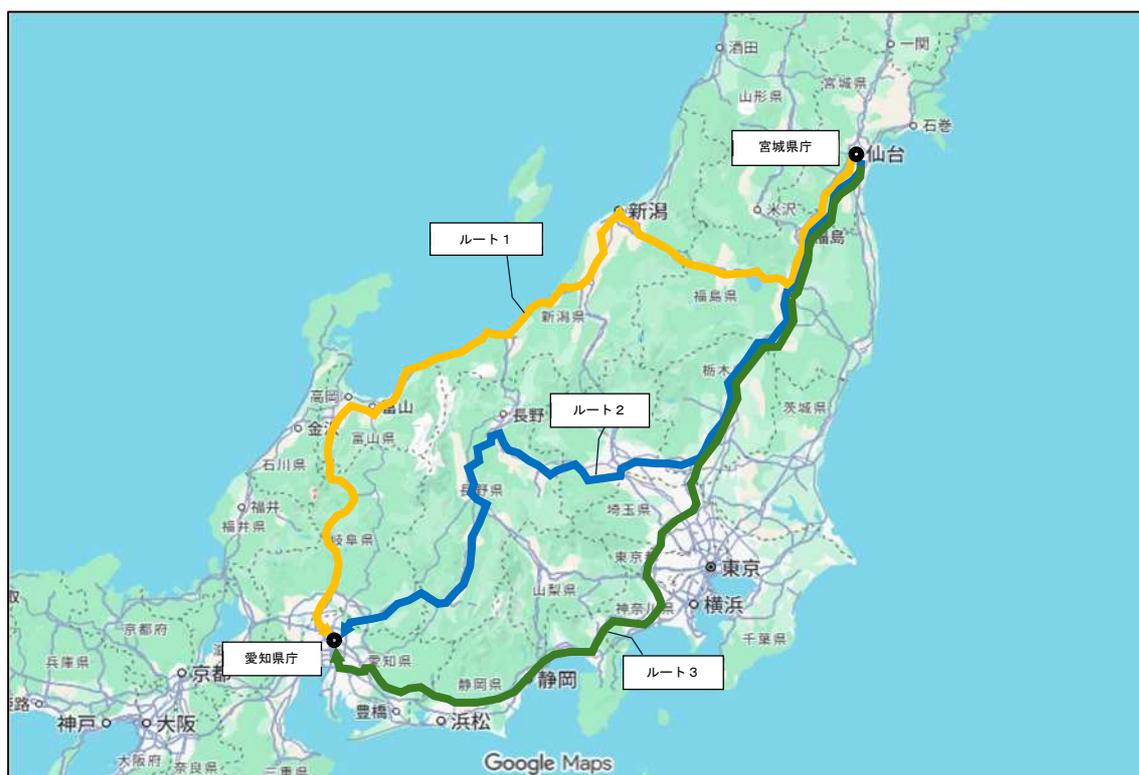
・ ルート 2（秋田自動車道・北陸自動車道・中央自動車道経由） 走行距離：約 951 km

路線名	区間	サービスエリア等休憩所
東北自動車道	青森IC	小坂JCT 津軽SA
秋田自動車道	小坂JCT	蟹沢IC
国道7号/県道325号	蟹沢IC出口	ニツ井白神IC入口 道の駅ふたついきみまちの里
秋田自動車道	ニツ井白神IC入口	河辺JCT 八郎湖SA、大平山PA
日本海東北自動車道	河辺JCT	象潟IC
県道58号/国道7号	象潟IC出口	遊佐比子IC入口
日本海東北自動車道	遊佐比子IC	あつみ温泉IC出口
国道7号/県道208号	あつみ温泉IC出口	朝日まほろばIC入口
日本海東北自動車道	朝日まほろばIC	新潟中央JCT 豊栄SA
北陸自動車道	新潟中央IC	上越JCT 米山SA
上信越自動車道	上越JCT	更埴JCT
長野自動車道	更埴JCT	岡谷JCT 姨捨SA、梓川SA
中央自動車道	岡谷JCT	小牧JCT 駒ヶ岳SA、恵那峡SA
名古屋高速11号線小牧線	小牧JCT	桶JCT
名古屋高速1号線桶線	桶JCT	愛知県内

・ルート3（新東名高速道路経由）走行距離：約1,019 km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北自動車道	青森IC	久喜白岡JCT	岩手山SA、長者原SA、国見SA、安達太良SA、那須高原SA、上河内SA、佐野SA
首都圏中央連絡自動車道	久喜白岡JCT	海老名JCT	足柄SA
東名高速道路	海老名JCT	御殿場JCT	
新東名高速道路	御殿場JCT	豊田東JCT	駿河湾沼津SA、静岡SA、浜松SA、岡崎SA
伊勢湾岸自動車道	豊田東JCT	名古屋南JCT	
名古屋高速3号大高線 名古屋高速都心環状線	名古屋南JCT	愛知県内	

○宮城県



・ ルート 1（東海北陸自動車道経由） 走行距離：約 737km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北自動車道	仙台宮城IC	郡山JCT	国見SA、安達太良SA
磐越自動車道	郡山JCT	新潟中央JCT	磐梯山SA、阿賀野川SA
北陸自動車道	新潟中央JCT	小矢部砺波JCT	米山SA、名立谷浜SA、有磯海SA
東海北陸自動車道	小矢部砺波JCT	一宮JCT	ひるがの高原SA、関SA
名神高速道路	一宮JCT	一宮IC	
名古屋高速16号一宮線 名古屋高速6号清須線	一宮IC	愛知県内	

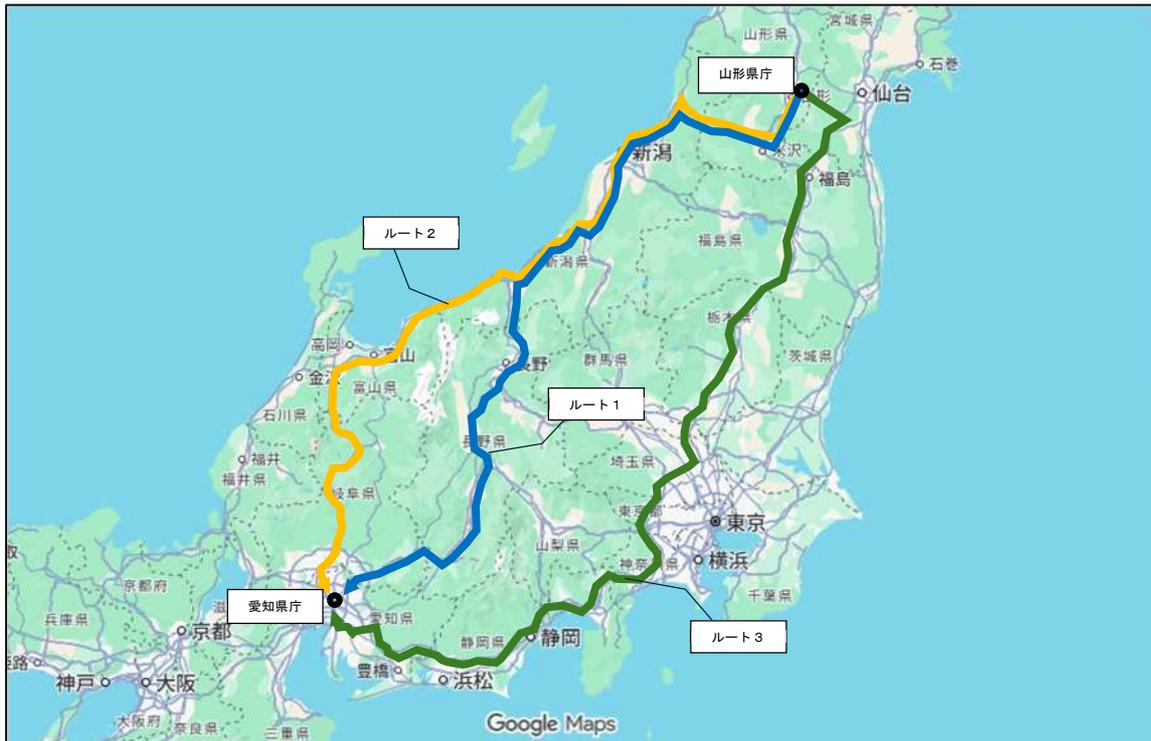
・ ルート 2（中央自動車道経由） 走行距離：約 660 km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北自動車道	仙台宮城IC	岩舟JCT	国見SA、安達太良SA
北関東自動車道	岩舟JCT	高崎JCT	那須高原SA、上河内SA、
関越自動車道	高崎JCT	藤岡JCT	
上信越自動車道	藤岡JCT	更埴JCT	横川SA、東部湯の丸SA
長野自動車道	更埴JCT	岡谷JCT	姨捨SA、梓川SA
中央自動車道	岡谷JCT	小牧JCT	駒ヶ岳SA、恵那峡SA
名古屋高速11号線小牧線	小牧JCT	楠JCT	
名古屋高速1号線楠線	楠JCT	愛知県内	

・ ルート 3（新東名高速道路経由） 走行距離：約 715 km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北自動車道	仙台宮城IC	久喜白岡JCT	国見SA、安達太良SA、佐野SA
首都圏中央連絡自動車道	久喜白岡JCT	海老名JCT	
東名高速道路	海老名JCT	御殿場JCT	足柄SA
新東名高速道路	御殿場JCT	豊田東JCT	駿河湾沼津SA、清水SA、浜松SA、岡崎SA
伊勢湾岸自動車道	豊田東JCT	名古屋南JCT	
名古屋高速3号大高線 名古屋高速都心環状線	名古屋南JCT	愛知県内	

○山形県



・ ルート1（中央自動車道経由） 走行距離：約 631 km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北中央自動車道	山形上山IC	南陽高島IC	
国道113号線	南陽高島IC	荒川胎内IC	
日本海沿岸東北自動車道	荒川胎内IC	新潟中央JCT	
北陸自動車道	新潟中央JCT	上越JCT	米山SA
上信越自動車道	上越JCT	更埴JCT	
長野自動車道	更埴JCT	岡谷JCT	姨捨SA
中央自動車道	岡谷JCT	小牧JCT	恵那峡SA
名古屋高速11号線小牧線	小牧JCT	楠JCT	
名古屋高速1号線楠線	楠JCT	愛知県内	

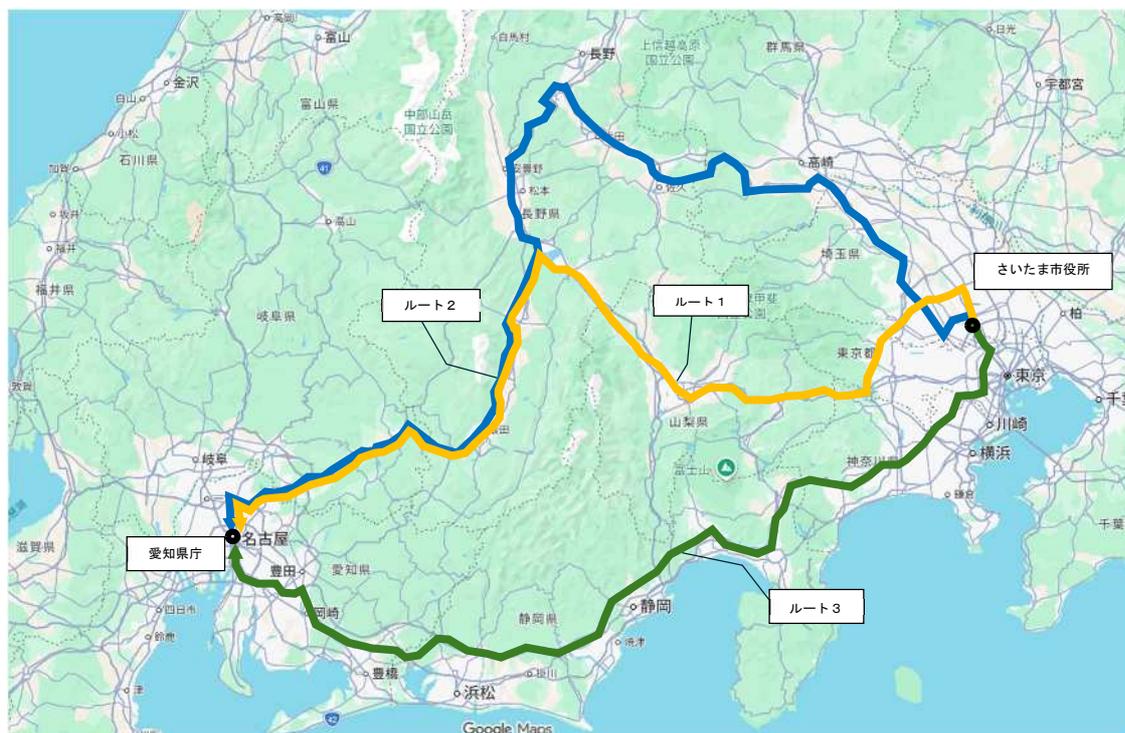
・ ルート2（東海北陸自動車道経由） 走行距離：約 639 km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
東北中央自動車道	山形上山IC	南陽高島IC	
国道113号線	南陽高島IC	荒川胎内IC	
日本海沿岸東北自動車道	荒川胎内IC	新潟中央JCT	
北陸自動車道	新潟中央JCT	小矢部砺波JCT	米山SA、有磯海SA
東海北陸自動車道	小矢部砺波JCT	一宮JCT	関SA
名神高速道路	一宮JCT	一宮IC	
名古屋高速16号一宮線 名古屋高速6号清須線	一宮IC	愛知県内	

・ ルート3（新東名高速道路経由） 走行距離：約 727 km

路線名	区間		サービスエリア等休憩所
山形自動車道	山形蔵王IC	村田JCT	
東北自動車道	村田JCT	久喜白岡JCT	那須高原SA、上河内SA、佐野SA
首都圏中央連絡自動車道	久喜白岡JCT	海老名JCT	
東名高速道路	海老名JCT	御殿場JCT	足柄SA
新東名高速道路	御殿場JCT	豊田東JCT	駿河湾沼津SA、清水SA、浜松SA、岡崎SA
伊勢湾岸自動車道	豊田東JCT	名古屋南JCT	
名古屋高速3号大高線 名古屋高速都心環状線	名古屋南JCT	愛知県内	

○さいたま市



・ ルート 1（首都圏中央連絡自動車道・中央自動車道経由） 走行距離：約 426km

路線名	区間	サービスエリア等休憩所
東北自動車道	浦和IC 久喜白岡JCT	蓮田SA
首都圏中央連絡自動車道	久喜白岡JCT 八王子JCT	菫蒲PA、狭山PA
中央自動車道	八王子JCT 岡谷JCT	談合坂SA、初狩PA、釈迦堂PA、境川IPA、双葉SA、八ヶ岳PA、諏訪湖SA
中央自動車道	岡谷JCT 小牧JCT	辰野PA、小黒川IPA、駒ヶ岳SA、座光寺PA、阿智PA、神坂PA、恵那峡SA、内津峠PA
名古屋高速11号線小牧線	小牧JCT 楠JCT	
名古屋高速1号線楠線	楠JCT 愛知県内	

・ ルート 2（上越自動車道・中央自動車道経由） 走行距離：約 482km

路線名	区間	サービスエリア等休憩所
関越自動車道	川越IC 藤岡JCT	高坂SA、上里SA
上越自動車道	藤岡JCT 更埴JCT	横川SA、妙高SA
長野自動車道	更埴JCT 岡谷JCT	姨捨SA、梓川SA、みどり湖PA、筑北PA
中央自動車道	岡谷JCT 小牧JCT	辰野PA、小黒川IPA、駒ヶ岳SA、座光寺PA、阿智PA、神坂PA、恵那峡SA、内津峠PA
名古屋高速11号線小牧線	小牧JCT 楠JCT	
名古屋高速1号線楠線	楠JCT 愛知県内	

・ ルート 3（新東名高速道路経由） 走行距離：約 423km

路線名	区間	サービスエリア等休憩所
首都高速道路	浦和南IC 大橋JCT	美女木PA、板橋本町PA、西池袋PA
東名高速道路	大橋JCT 海老名JCT	海老名SA
東名高速道路	海老名JCT 御殿場JCT	足柄SA
新東名高速道路	御殿場JCT 豊田東JCT	牧之原SA、浜名湖SA
伊勢湾岸自動車道	豊田東JCT 名古屋南JCT	

(1) 連絡体制

愛知県及び各即時応援県市は、アクションプラン適用時に迅速な初動対応を行うため、あらかじめ連絡窓口や通信手段等の一覧を作成し、毎年度当初に確認の上、共有する。

(2) 経費の負担等

応急対策職員派遣制度と同様の負担を原則とし、必要に応じて個別協議を行うものとする。

(参考)

応急対策職員派遣制度に関するマニュアル（第6版）令和7年4月総務省

第6章 費用負担

- ①災害救助法の対象経費（避難所運営など）避難所運営経費など災害救助法第4条に規定する救助に要する経費は、被災都道府県が支弁することとなっている。
- ②災害救助法の対象外経費（災害対策本部運営支援、罹災証明書交付など）被災地域の応援等に要する経費については、応援側に特別交付税措置が講じられることとなっている。